特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
4	介護保険に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
中之条町は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
群馬県中之条町長

公表日
令和5年9月15日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	・介護保険法、条例等の規定に基づき事務を行う。 ・窓口、電話、郵送、マイナポータルぴったりサービスのサービス検索・電子申請機能、マイナポータルのお知らせ機能にて書類の受領、内容確認や通知等を行う。 ・特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 １申請書や届出書に関する確認 ２要介護・要支援認定管理 ３居宅・介護予防サービスの計画の届出 ４福祉用具購入費・住宅改修費・その他償還払い・介護保険高額介護サービス費等の支給申請 ５介護保険負担限度額の認定申請 ６介護保険利用者負担減額・免除申請等の保険給付 ７被保険者の資格記録の管理 ８被保険者の給付実績の管理 ９保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定に必要な条件の情報照会 １０保険料賦課における特別徴収対象者の確認 １１保険料の徴収及びそれに伴う給付制限
③システムの名称	介護保険システム・統合宛名システム・中間サーバー・収納管理システム・特別徴収管理システム・伝送通信ソフト・マイナポータルぴったりサービスのサービス検索、電子申請機能

2. 特定個人情報ファイル名
資格管理ファイル、認定管理ファイル、給付管理ファイル、保険料賦課、収納管理ファイル・台帳ファイル・特別徴収対象者情報ファイル・宛名情報ファイル、マイナポータルぴったりサービスの電子申請機能からの申請ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 番号法別表第一第68項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第１９条８号、別表第二の９３、９４の項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号）（以下、内閣府・総務省令第七号）　第４６条、第４７条 ■情報提供の根拠 番号法第１９条８号、別表第二の第２、３、５、６、８、１１、１７、２２、２６、３３、３９、４２、４３、５６の２、５８、６１、６２、８０、８１、８７、９４、９７、１０８、１０９、１２０の項 並びに内閣府・総務省令第七号　第２条、第３条、第５条、第６条、第７条、第１０条、第１２の３、第１５条、第１９条、第２２の２条、第２４条の２、第２５条、第２５条の２、第３０条、第３１条の２、第３２条、第３３条、第４３条、第４３条の２、第４４条、第４７条、第４９条、第５５条、第５５条の２、第５９条の３	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民福祉課 税務課
②所属長の役職名	住民福祉課長 税務課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	中之条町役場　住民福祉課　群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091　電話0279-75-8820 中之条町役場　税務課　群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091　電話0279-75-8809

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	中之条町役場　住民福祉課　群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091　電話0279-75-8820 中之条町役場　税務課　群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091　電話0279-75-8809

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[　　]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[　　]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[　　]接続しない（入手）**	**[　　]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　[　　] 内部監査　[　　] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署　②所属長	税務課長　関本　利久	税務課長　桑原　正	事後	平成29年4月1日付人事異動による
平成29年4月1日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	中之条町役場　住民福祉課　〒377-0494　群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091　電話0279-75-8819 中之条町役場　税務課　〒377-0494　群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091　電話0279-75-8809（諸税係）	中之条町役場　住民福祉課　群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091　電話：0279-75-8820 中之条町役場　税務課　群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091　電話：0279-75-8809	事後	見直しにより訂正
平成29年4月1日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	中之条町役場　住民福祉課　〒377-0494　群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091　電話0279-75-8819 中之条町役場　税務課　〒377-0494　群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091　電話0279-75-8809（諸税係）	中之条町役場　住民福祉課　群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091　電話：0279-75-8820 中之条町役場　税務課　群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091　電話：0279-75-8809	事後	見直しにより訂正
令和1年6月28日	5. 評価実施機関における担当部署　②所属長の役職名	住民福祉課長　山本　忠雄 税務課長　桑原　正	住民福祉課長 税務課長	事後	見直しにより訂正
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数　いつ時点の計数か	平成29年4月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	見直しにより訂正
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数　いつ時点の計数か	平成29年4月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	見直しにより訂正
令和1年6月28日	Ⅳリスク対策　1～9		新規	事後	様式変更に伴う新規追加
令和1年6月28日	Ⅰ関連情報　1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	介護保険システム・団体内統合宛名システム・中間サーバー・収納管理システム	介護保険システム・統合宛名システム・中間サーバー・収納管理システム・特別徴収管理システム・伝送通信ソフト	事後	見直しにより訂正
令和1年6月28日	Ⅰ関連情報　2. 特定個人情報ファイル名	介護保険システム・団体内統合宛名システム・中間サーバー・収納管理システム	資格管理ファイル、認定管理ファイル、給付管理ファイル、保険料賦課、収納管理ファイル・台帳ファイル・特別徴収対象者情報ファイル・宛名情報ファイル	事後	見直しにより訂正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月22日	Ⅰ関連情報　4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条7号、別表第二 　1　・情報提供　項番1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56－2、58、61、62、80、87、90、94、95、117 　　・主務省令で定める事務及び情報を定める命令の第2条、第3条、第6条、第25条、第30 条、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条 　2　・情報照会　項番　93、94 　　・主務省令で定める事務及び情報を定める命令の第46条、第47条	■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の93、94の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号）（以下、内閣府・総務省令第七号）　第46条、第47条 ■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第2、3、5、6、8、11、17、22、26、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、94、97、108、109、120の項 並びに内閣府・総務省令第七号　第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12の3、第15条、第19条、第22の2条、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3	事後	見直しにより訂正
令和2年8月6日	評価の再実施				
令和2年8月6日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数　いつ時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	見直しにより訂正
令和2年8月6日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数　いつ時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	見直しにより訂正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月12日	Ⅰ関連情報　4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の93、94の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号）（以下、内閣府・総務省令第七号）　第46条、第47条 ■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第2、3、5、6、8、11、17、22、26、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、94、97、108、109、120の項 並びに内閣府・総務省令第七号　第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12の3、第15条、第19条、第22の2条、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の93、94の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号）（以下、内閣府・総務省令第七号）　第46条、第47条 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第2、3、5、6、8、11、17、22、26、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、94、97、108、109、120の項 並びに内閣府・総務省令第七号　第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12の3、第15条、第19条、第22の2条、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3	事前	法令改正による修正
令和3年8月12日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数　いつ時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和3年4月1日　時点	事後	見直しにより訂正
令和3年8月12日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数　いつ時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和3年4月1日　時点	事後	見直しにより訂正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月6日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・介護保険法、条例等の規定に基づき事務を行う。 ・特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 １申請書や届出書に関する確認 ２要介護・要支援認定管理 ３居宅・介護予防サービスの計画の届出 ４福祉用具購入費・住宅改修費・その他償還払い・介護保険高額介護サービス費等の支給申請 ５介護保険負担限度額の認定申請 ６介護保険利用者負担減額・免除申請等の保険給付 ７被保険者の資格記録の管理 ８被保険者の給付実績の管理 ９保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定に必要な条件の情報照会 １０保険料賦課における特別徴収対象者の確認 １１保険料の徴収及びそれに伴う給付制限	・介護保険法、条例等の規定に基づき事務を行う。 ・窓口、電話、郵送、マイナポータルぴったりサービスのサービス検索・電子申請機能、マイナポータルのお知らせ機能にて書類の受領、内容確認や通知等を行う。 ・特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 １申請書や届出書に関する確認 ２要介護・要支援認定管理 ３居宅・介護予防サービスの計画の届出 ４福祉用具購入費・住宅改修費・その他償還払い・介護保険高額介護サービス費等の支給申請 ５介護保険負担限度額の認定申請 ６介護保険利用者負担減額・免除申請等の保険給付 ７被保険者の資格記録の管理 ８被保険者の給付実績の管理 ９保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定に必要な条件の情報照会 １０保険料賦課における特別徴収対象者の確認	事後	
令和5年1月6日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	介護保険システム・統合宛名システム・中間サーバー・収納管理システム・特別徴収管理システム・伝送通信ソフト	介護保険システム・統合宛名システム・中間サーバー・収納管理システム・特別徴収管理システム・伝送通信ソフト・マイナポータルぴったりサービスのサービス検索、電子申請機能	事後	
令和5年1月6日	Ⅰ関連情報 2．特定個人情報ファイル名	資格管理ファイル、認定管理ファイル、給付管理ファイル、保険料賦課、収納管理ファイル・台帳ファイル・特別徴収対象者情報ファイル・宛名情報ファイル	資格管理ファイル、認定管理ファイル、給付管理ファイル、保険料賦課、収納管理ファイル・台帳ファイル・特別徴収対象者情報ファイル・宛名情報ファイル、マイナポータルぴったりサービスの電子申請機能からの申請ファイル	事後	
令和5年9月15日	Ⅱしきい値判断項目　1．対象人数　いつ時点の計数か	令和3年4月1日　時点	令和5年9月1日　時点	事後	
令和5年9月15日	Ⅱしきい値判断項目　2．取扱者数　いつ時点の計数か	令和3年4月1日　時点	令和5年9月1日　時点	事後	